

公益信託 サントリー世界愛鳥基金 地域愛鳥活動助成部門

2021年度募集要項

1. 助成の目的

地域に根ざした鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献することを目的とします。

2. 助成対象

助成金の支給対象は、鳥類の保護・観察活動を行なう小学校、中学校および高等学校のクラブ・委員会や子供エコクラブ、又は自治会やボランティア団体等地域のグループとします。(学校による応募はできませんので、ご注意ください。)

以下のようなグループの応募を期待しています。

- (1) 過去に愛鳥活動を行ない、今後も活動の継続を見込めるグループ
- (2) 地域や学校などをフィールドとしているグループ
- (3) 生徒や子供の教育学習的要素を有するグループ

※2年連続の助成は行いませんので、ご注意ください。

3. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象となる鳥類保護・観察活動に伴う諸費用とします。

(複数年にまたがる一連の活動であっても、当基金の助成は原則1年分とします。)

助成対象の活動期間は、原則として2021年4月～2022年3月とします。)

4. 助成件数及び金額

1件当たり20万円以内

本年度は、総額200万円(予定)の助成を行います。

5. 応募方法

当公益信託所定の申請書1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。

※申請書は、当基金のホームページからダウンロードのうえ、作成してください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※申請書等については返却いたしません。

6. 応募受付期間

2020年9月1日(火)～9月30日(水)当日消印有効 (下記代表受託者宛)

7. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会で選考のうえ採否を決定し、代表受託者より、2021年1月下旬頃に書面にて通知します。

8. 助成金の交付

助成金は、2021年4月中旬（予定）に、助成グループの銀行口座に振込みます。
なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。（また、助成金に残余金が発生した場合には、残余金を返還して頂きます。）

9. 活動報告

(1) 助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書（領収書(写)添付）を助成団体から代表受託者宛に提出して頂きます。

活動報告書には、活動の状況が分かる写真や会報等を必ず添付して下さい。

(2) ご提出いただいた活動報告書は、運営委員会の他、一般に公表させていただくことがあります。

10. 参考

過去の助成先の活動実績等については、当基金のホームページをご覧ください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

11. 応募書類提出先・問い合わせ先

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
サントリー世界愛鳥基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

★2021年度募集の追加条件について（基本的に、3部門共通の追加条件です）

はじめに

皆様におかれては、日常生活に変化が生じている中で、継続して愛鳥活動に精励されていることと存じます。

さて、2020年4月に発令された緊急事態宣言の影響は大きく、当基金の助成事業につきましても、計画していた海外における現地調査等の中止、島嶼部における生態調査活動の中止、学会の延期・中止といった事態が生じており、円滑な事業運営に支障が出ているケースもございます。

こうした中、当基金と致しましては、愛鳥家の皆様を温かく見守りながら、継続的に支援していく所存です。

今般、2021年度募集のご案内にあたり、感染症対策も含めて事業活動をご検討頂くために、通常の募集条件を一部変更して、募集を開始させて頂きたいと存じます。

これは、主に、1年間の活動期間（2021年4月～2022年3月）内に、助成事業を円滑に実施して頂くために、申請者の方が、活動計画等の策定に関して、注意すべき事項を募集条件の一部としたものです。これらの事項は、募集要項と同様、応募に関する条件となりますので、申請書の作成にあたってもご注意ください。

注意事項および追加条件

1. 2021年度募集の申請書様式

2021年度募集のための、「申請書様式」を変更しています。

（前年度以前の申請書様式では受け付けできませんのでご注意ください）。

2. 2021年度（2021年4月～2022年3月）活動計画における注意事項

- (1) 長距離移動が必要な活動は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (2) イベント等の主催・参加は、慎重に対処することを念頭に活動計画を策定すること。
- (3) 上記(1)(2)も含めて、申請事業の実現可能性を審査するための資料として、申請者は、活動時における感染症対策の予防措置を1枚（A4サイズ）追加添付すること（各団体で工夫した三密対策の方法等）。なお、感染症予防対策に係る費用は、自己負担にてご対応願います（助成事業に含めることはできません）。
- (4) 水辺の大型鳥類保護部門は、生息環境整備に必要な事業に限定すること（イベント等は含みません）

◆（ご参考）感染予防に関しては、下記厚生労働省HP等をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html